

標準ガイドライン群 改定のポイント

令和6年3月改定

デジタル庁

はじめに

デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの三部作（本編、解説書、実践ガイドブック）は、毎年度、改定を行っています。
今年度の改定予定内容が固まりましたので、本資料で概要をご説明します。

本編 Normative	解説書 Informative	実践ガイドブック Informative
約100ページ	約300ページ	約400ページ + ひな形等の別紙
デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン	デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン	デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン
- サービス・業務改革並びに政府情報システムの整備及び管理について -	解説書	実践ガイドブック
各 【標準方 1001 【キョ サービ 理、IT プロジ 計・開発 【概要】 サービ 統、手順 の共通ル	【標準方 10 【キョ サー 【概要】 解説	
<p>政府の情報システムが、 企画、調達、開発、運用等 で守るべきルールを記載</p> <p>ば、次の1)から7)までに掲げる現状の把握と分析を行うことにより、利用者のニーズや現状のサービス・業務を把握し、問題点を抽出するものとする。 情報システムの更改又は機能改修を行うときは、既存サービス・業務の継続</p>	<p>ルール部分の 逐条解説 (趣旨や例示等)</p> <p>【提供者の視点】とは、提供するサービス・業務を所管するPJMOがその枠内のみで検討を行い、利用者のニーズや他組織、他部門が所管するサービス・業務については感知しないという検討姿勢のことである。 【利用者の立場からの検討】とは、「提供者の視点」とは逆に、利用者が</p>	<p>実践的なノウハウ、進め方、 注意点、実例、ひな形等を 記載</p> <p>を作成する期限等が切られて、検討を短期間で完了させること求められます。 このように少ない体制で多忙な中では、つい現場に足を運ぶことを省略しがちです。サービス・業務の概要は、既存のドキュメント(利用者向けの説明文書、内部の業務フローや業務手順書等)を読めば理解できるので、これらのドキュメントを欠かさないことが大切です。</p>

1. 本編

「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」本編の改定内容

1. 標準ガイドライン（本編） 改定内容の一覧

今回の改定における標準ガイドラインの改定内容は以下のとおりです。

No	改定概要	改定理由	改定箇所及び改定履歴
1	標準ガイドラインでは、基本的な方針を示しているため、画一的に適用してもプロジェクトが目指す成果を達成できない懸念がある。そのため、 プロジェクトへの適用に当たり、PJMOは、ITマネジメントの内容をテーラリング することが重要である旨を追加した。	テーラリングについて、p.6で示すドキュメントにおいて記載され、一般的になっている状況を踏まえ、標準ガイドラインでもテーラリングを実施することの重要性を示すため。	本編 第3編第1章3.4) 標準ガイドラインが示すITマネジメントの内容のテーラリング実施に関する記載を追加
2	中長期計画のフォローアップの実施や見直しの頻度を修正した。	中長期計画の運用方針を見直したため。	本編 第2編第3章3. 中長期計画に関する記載を修正

詳細はp.5

No.1 テーラリング実施に関する記載の追加

テーラリングについて、PMBOKガイド第7版において記載され、一般的になっている状況を踏まえ、標準ガイドラインでもテーラリングに関する記載を追加しました。標準ガイドラインが示すITマネジメントの内容のプロジェクトへの適用に当たり、テーラリングすることが重要である旨を記載しました。**具体的なテーラリングの実施方法は、p.9を参照**ください。

ドキュメント名	テーラリングに関する記載の概要	該当箇所
PMBOKガイド第7版	各プロジェクトの置かれた状況は異なるため、プロジェクト固有の状況に基づき、ライフサイクルやプロセス等の テーラリングをプロジェクト期間中に継続的に行うことで、プロジェクトの成果を最大化する。	<ul style="list-style-type: none">プロジェクトマネジメント標準 3.7 状況に基づいてテーラリングすることプロジェクトマネジメント知識体系ガイド 第3章 テーラリング

第3編 ITマネジメント 第1章 ITマネジメントの全体像

本ガイドラインにおけるプロジェクトの期間は、当該情報システムのライフサイクル期間とすることを基本とし、更改の場合は、後続プロジェクトとして当該プロジェクトと分けて管理するものとする。なお、制度や業務の中で数年単位のサイクルがある場合は、プロジェクトの期間をそのサイクルに合わせて設定することもできる。

(中略)

3. プロジェクトを適切に推進するために留意すべき事項

1) セキュリティ・バイ・デザインの実施

近年の大規模かつ高度なサイバー攻撃に対応するために、情報システムのライフサイクル全般を通じてセキュリティ確保に努めること。

2) クラウドサービスの適切な利用

クラウドサービスを活用して情報システムを整備する際は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」の記載に従って、適切にクラウドサービスを利用すること。

3) 情報システムの安定的な運用

プロジェクトの推進においては情報システムの整備を確実に行うことに着目しがちであるが、情報システムが本番稼働を開始した後も、日頃の運用・保守作業を確実にを行い、利用者が情報システムを安定的に利用できるように努めること。その上で、機能改修のサイクルを繰り返し、情報システムの有効性を高め続けることも重要である。

4) テーラリングの実施

標準ガイドラインでは、デジタル庁及び各府省のサービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理の**手続・手順に関する基本的な方針を示している。**

しかし、プロジェクトが持つ特性や置かれている状況は異なり、画一的に適用してもプロジェクトが目指す成果を達成できない懸念がある。そのため、プロジェクトへの適用に当たり、P J M Oは、本ガイドラインが示すITマネジメントの内容をテーラリング注記)することが重要である。

注記) テーラリングとは、個々のプロジェクトの特性等に応じて、手続・手順や成果物などを適切に調整して適用することをいう。

2. 解説書

「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」の改定内容

2. 標準ガイドライン解説書 改定内容の一覧 (1/2)

今回の改定における解説書の改定内容は以下のとおりです。

No	改定概要	改定理由	改定箇所
1	標準ガイドライン本編の記載に合わせ、本編からの引用部分等を修正した。	標準ガイドライン本編との整合性を確保するため。	第3編 全体
2	テーラリングの実施に当たっては、有識者等の支援や助言を受けるなど、プロジェクトを適切に推進するために必要な措置を講ずることが重要である旨と、 テーラリングは、プロジェクトの開始時にのみ行うものではなく、プロジェクト期間を通して継続的に検討・実施 する旨を追加した。 また、「 テーラリング 」の対象となるものを例示した。	テーラリングについて、p.6で示すドキュメントにおいて記載され、一般的になっている状況を踏まえ、標準ガイドラインでもテーラリングを実施することの重要性を示すため。	解説書 第3編第1章 3. (3)
3	情報システムに係る調達では、予算要求の段階から仕様を詳細に確定させることが困難な場合がある。そのような場合においては、発注者が事業者との対話によって、仕様を詳細に確定させる 技術的対話による調達 の方法がある旨を追加した。	技術的対話は試行運用中だが、事業者の提案を踏まえて仕様を見直すというメリットを活かしており、実運用に入ることになったため。	解説書 第3編第6章 1. 2) イ(2)
4	政府情報システムの例示 を追加するとともに、政府情報システムに対しては、ITガバナンスやITマネジメントを包括的かつ一体的に行うことで、情報システムの価値（便益の実現、リスクの適正化、資源の適正化）を実現することを目的に、標準ガイドラインを適用する旨を追加した。	政府情報システムの例を示すことで、PJMOが政府情報システムに該当するか否かを判断しやすくし、政府情報システムの登録漏れを防ぐため。	解説書第1章(1)
5	クラウドサービスの場合 は、オンプレミスのようにライフサイクル期間を5か年程度にする必要性は低く、 ライフサイクル期間を柔軟に調整 できる旨と、クラウドサービスの単年度契約、複数年契約それぞれのメリットやプロジェクトの特性に応じて、 契約期間を判断し、予算要求を行う 旨を追加した。	クラウドサービスの場合は、ハードウェア、ソフトウェア製品等による制約を必ずしも受けないため、オンプレミスのようにライフサイクル期間を5か年程度にする必要性は低く、ライフサイクル期間を柔軟に調整できる旨を明示するため。また、その他のクラウドサービス利用のメリット等を示すため。	第3編第1章 2. (3)

詳細はp.9

2. 標準ガイドライン解説書 改定内容の一覧 (2/2)

(前ページの続き)

No	改定概要	改定理由	改定箇所
6	特に 多様な関係者が利用する情報システムの導入 に向けて関係者へ調査を実施する際、事前に当該関係者に対して 意見収集に関する周知 を行う旨が明確になるように表記を見直した。	「必要な意見を収集する」の解説について、解説内容が「収集」ではなく「周知」に関する内容になっており、解説の趣旨を明確にするため。	第3編第4章6.(1)
7	標準ガイドラインにおける「公平性」「競争性」「無差別性」の 表記ゆれを修正 した。	左記の用語について表記ゆれがあり、文書全体で表記ゆれを修正するため。	第3編第5章1. 2) 解説書第5章2. 1)ウ(5)
8	結合テスト及び総合テスト実施中 に、設計・開発事業者は各テストの進捗状況や課題に加え、各テストの実施時に発生したバグや不具合についても、その対応方針や対応状況をPJMOに報告する旨を追加した。	結合テスト及び総合テスト実施後の解説のみ記載されており、各テスト実施中に、設計・開発事業者がPJMOに報告する内容が記載されていなかったため。	第3編第7章5. 6) (8)
9	プロジェクトが持つ特性や置かれている状況を踏まえて、便益の実現とリスク適正化の観点から 重要な管理活動に重点的に資源を充てる よう優先順位を決めて資源適正化を行い、効果的かつ効率的に管理活動を実施することが重要である旨を追加した。また、監査を効果的かつ効率的に実施するために、 リスク・アプローチに基づいて実施 する旨を追加した。	経済産業省の「システム監査基準（経済産業省令和5年4月26日）」と内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンターの「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和5年度版）」の改定版の公開に伴い、リスク・アプローチの考え方が示され、当該基準と整合を取るため。	第3編第1章1.(1) 第3編第10章1. 2) (3)
10	表7-7「引継ぎ資料の例」について、 調達仕様書標準テンプレートの成果物一覧に含ませて 、設計・開発事業者から運用事業者及び保守事業者引き継ぐ内容を修正した。	調達仕様書標準テンプレートの全面更新に伴い、当該テンプレート例の記載と整合を取るため。	第3編第7章9.
11	プロジェクトを完了、終了する際に、 プロジェクトの振り返りを行うことが重要である 旨を追加した。	プロジェクトで得た経験を今後のプロジェクトに活かすことの重要性を示すため。	第3編第2章7. 1)

詳細はp.10

No.2 テーラリング実施に関する記載の追加

テーラリングは、プロジェクトの開始時にのみ行うものではなく、プロジェクト期間を通して継続的に検討・実施する旨を追加しました。また、「テーラリング」の対象となるものを例示しました。

第3編 ITマネジメント 第1章 ITマネジメントの全体像

(1) 「サービス・業務改革を支える情報システムの整備及び管理に係る各プロジェクトにおいて、利用者が実感できる効果を確実に達成することである」

「サービス・業務改革を支える情報システムの整備及び管理」とは、サービス・業務及び情報システムの整備や運営等に係る直接的な活動及びプロジェクト全体を通じた管理活動を指し、具体的には本編第2章から第10章で定めるものである。

プロジェクトの資源（要員、時間、予算等）は有限であるため、すべての管理活動に対して万遍なく資源を充てるのではなく、プロジェクトが持つ特性や置かれている状況を踏まえて、便益の実現とリスク適正化の観点から重要な管理活動に重点的に資源を充てるよう優先順位を決めて資源適正化を行い、効果的かつ効率的に管理活動を実施することが重要である。

(中略)

(3) 「プロジェクトへの適用に当たり、P J M Oは、本ガイドラインが示すITマネジメントの内容をテーラリング注記）することが重要である」

本ガイドラインの「第3編 ITマネジメント」では、多種多様なプロジェクトが存在する中で、多くのプロジェクトに共通する状況を前提として実施内容を示している。そのため、本ガイドラインを画一的に適用してもプロジェクトが目指す成果を達成できない懸念がある。P J M Oは、プロジェクトを主体的に推進する必要があるため、政府情報システムに関する法令や各府省で定められているルールを順守することを前提に、プロジェクトの目的や特性等を踏まえて、テーラリングを適切に実施するものとする。

なお、テーラリングの実施に当たっては、有識者等の支援や助言を受けるなど、プロジェクトを適切に推進するために必要な措置を講ずることが重要である。また、テーラリングは、プロジェクトの開始時にのみ行うものではなく、プロジェクト期間を通して継続的に検討・実施する。

以下では、「テーラリング」の対象となるものを例示する。

・情報システムのライフサイクルや工程の進め方

・ 情報システムの開発手法を踏まえて、標準ガイドラインで示している工程や実施内容をテーラリングする。

例えば、アジャイル開発の場合、開発計画を策定後、スプリントのプランニング、開発、レビューというサイクルを繰り返し実施する。

・ 標準ガイドラインでは、テスト工程は、単体テスト、結合テスト、総合テスト及び受入テストを実施する前提となっているが、必ずしも標準ガイドラインで示している工程でプロジェクトを推進するものではなく、情報システムの特성에応じて工程や実施内容をテーラリングする。テーラリングした内容は、全体テスト計画書へ反映する。

(中略)

No.9 「システム監査基準」 「政府機関等のサーバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定版公開に伴う改定

リスク・アプローチの考え方について、下表で示すドキュメントにおいて記載され、一般的になっている状況を踏まえ、標準ガイドラインでもリスク等に基づいて監査を実施する旨の記載を追加しました。

No	ドキュメント名	リスク・アプローチに関する記載の概要	該当箇所	URL
1	システム監査基準 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> システム監査を効果的かつ効率的に実施するために、監査計画はリスク・アプローチに基づいて策定する。 監査計画は、リスク等の状況に応じて適時適切に見直し、変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> 〔2〕システム監査実施に係る基準 【基準6】監査計画の策定 	https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/sy-s-kansa/sys-kansa-2023r.pdf
2	政府機関等のサーバーセキュリティ対策のための統一基準群 (内閣官房)	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムの重要度の考え方が導入され、対象とする情報システムが扱う業務及び情報の重要度に応じて、セキュリティ要件を策定することが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 政府統一基準群改定のポイント② 	https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/kijyungun-gaiyor5.pdf

第3編 ITマネジメント 第10章システム監査（一部抜粋）

1. はじめに

システム監査（以下、単に「監査」ということがある。）は、情報システムにまつわる様々なリスクに適切に対処しているかどうかを、独立かつ専門的な立場の監査体制により客観的に評価し、そこで発見された問題点の指摘やその改善案の提示を行うことにより、プロジェクト目標の達成に貢献するものである。プロジェクトの活動は、情報システムの企画、設計・開発の段階に留まらず、情報システムの運用、保守の段階までを含めるものであり、プロジェクト目標を確実に達成するためには、運用及び保守段階をも対象とした監査を実施する必要がある。

監査を効果的かつ効率的に実施するために、リスク・アプローチ（「システム監査基準（経済産業省令和5年4月26日）」参照）に基づいて実施する。リスク・アプローチとは、すべての項目に対して総括的に監査を行うのではなく、プロジェクトが持つ特性や置かれている状況を踏まえて、不正が発生しやすい等のリスクが高い項目に重点的に監査資源（要員、時間等）を充てることにより、効果的かつ効率的に監査を行う方法である。

本書では、システム監査とプロジェクトの他の活動との関係を図10-1のように想定している。

（中略）

（3）「状況の変化等を勘案して監査実施計画書に変更が必要と判断されるときは、監査責任者は、PMOと相談して見直しを行うものとする」

「状況の変化等」とは、「システム監査基準（経済産業省令和5年4月26日）」によると、監査対象のリスクや重要性等の変化を指す。監査実施計画は、監査対象のリスクや重要性に基づいて作成するものであり、監査対象の状況の変化に応じて、適時適切に見直し、変更することが重要である。

監査対象のリスクとは、組織の目的の達成において、情報システムが果たすべき目標（あるべき姿）と実態（現状）との間で差異が発生する可能性とその影響の大きさを指す。監査対象のリスクは、固有リスク、統制リスク、残存リスクに分けられる。

3. 実践ガイドブック

「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」の改定内容

3. 実践ガイドブックの改定内容の一覧

情報システムの整備・運用に関する各分野について、実際のプロジェクトでの経験を横展開するための改定を実施。

No	改定概要	改定理由	改定箇所	
1	クラウドサービスが提供する標準機能だけでは実装できない機能があり、個別に開発した。システム稼働後、クラウドサービスのアップデートにより、開発した機能が正常に利用できない障害が発生した。そのため、 クラウドサービス上で個別に機能を開発する場合の注意点とその対応策 を記載した。	クラウドサービス上で個別に機能を開発する場合の注意点とその対応策を周知するため。	第5章 Step.6-1-B	詳細はp.13
2	各府省や自治体にまたがった業務をワンストップ化するサービスを実現するための情報システムの構築にあたり、情報システムから利用者のストレスにならないよう適切な行動を促すことを重視した。 設計・開発工程において利用者体験向上 に向けた取組みを記載した。	利用者体験を特に重視し、可能な限り利用者に近い関係者を巻き込み、利用者の視点で情報システムをチェックする工夫を周知するため。	第7章 Step.2-2-C	詳細はp.13
3	調達仕様書テンプレート・要件定義書テンプレート例を全面更新した。	これまでのテンプレート例では、目次や記載項目の記載を主体としていたが、今年度改定ではより具体的な記載例を充実するため。	別紙 5章要件定義 別紙 6章調達	詳細はp.14

上記以外にも、以下の内容を実践ガイドブックの各所に追記。

- 標準ガイドラインの章構成全体をマッピングした一枚絵の作成
- 各種チェックリストの記載の修正
- プロジェクト計画書の各項目の詳細化を行う際に、プロジェクトの開始時にテーラリングした内容の見直しも合わせて行う旨の記載の追加
- 予算要求の作業中に発生したプロジェクトの変更内容をプロジェクト計画書に反映する際に、プロジェクトの開始時にテーラリングした内容の見直しも合わせて行う旨の記載の追加
- 情報システムで管理するデータ（公文書に該当）の保存期間に関する事例の追加
- 運用・保守実施記録の適切な保管に関する記載の追加

実践ガイドブック追記箇所 1/2

1 クラウドの個別機能開発

■ 改定の目的

- クラウドサービス上で個別に機能を開発する場合の注意点とその対応策を周知するため。

■ 改定箇所

- 実践ガイドブック 第3編 第5章 Step.6-1-B 事例：クラウドサービス上で個別に機能を開発する場合の注意点【新設】

クラウドサービス上で個別に機能を開発する場合の注意点に関する事例の追加

事例：クラウドサービス上で個別に機能を開発する場合の注意点

クラウドサービスを利用して、電子申請システムを構築しました。その際に、クラウドサービスが提供する標準機能だけでは実装できない機能があり、JavaScriptを用いて個別に開発した機能（以下「個別開発機能」という）を作っていました。

このシステムが稼働した後で、ある日突然にシステムが正常に利用できないという障害が発生しました。原因究明や対応等に時間がかかったこともあり、数週間もサービスを停止する事態となっていました。

障害の原因は、個別開発機能の中でクラウドサービスの特定の部品（Class名）を参照している部分があり、その仕様がアップデートにより変更されたことでした。

（中略）

また、各府省では同じクラウドサービスを利用して他の情報システムを構築している場合があります。そのため、クラウドサービスのアップデートで発生した変更が他の情報システムにも影響する可能性がある場合は、PMO等を通じ情報の共有を図ることが望ましいです。

2 利用者体験向上

■ 改定の目的

- 利用者体験を特に重視し、可能な限り利用者に近い関係者を巻き込み、利用者の視点で情報システムをチェックする工夫を周知するため。

■ 改定箇所

- 実践ガイドブック 第3編 第7章 Step.2-2-C 事例：設計・開発工程における利用者体験向上に向けた取組み【新設】

設計・開発工程における利用者体験向上に向けた取組みに関する事例の追加

事例：設計・開発工程における利用者体験向上に向けた取組み

あるプロジェクトにおいて、各府省や自治体にまたがった業務をワンストップ化するサービスを実現するための情報システムを構築しました。当該システムの構築に当たり、利用者体験を特に重視し、可能な限り利用者に近い関係者を巻き込んだり、利用者の視点で情報システムをチェックしたりする工夫を行いました。

（中略）

そこで、利用者がとるべき行動とメッセージの内容が合うように受付完了メッセージにおいて、「受付完了しました。他の情報システムにデータを登録するため、15分程度経ってから後続のオンライン申請を行ってください。」という趣旨のメッセージに修正し、かつ、後続のエラーメッセージも「後続の申請を行うためのデータがありません。最初のオンライン申請が行われていない、又は最初のオンライン申請後データが登録中の可能性があります。最初のオンライン申請を行う、又は15分程度待つて再度アクセスしてください。それでもエラーが解消されない場合は、自治体の窓口にお問い合わせください。」にしました。

実践ガイドブック追記箇所 2/2

3 調達仕様書・要件定義書標準テンプレートの全面更新

■ 改定の目的

- これまでのテンプレート例では、目次や記載項目の記載を主体としていたが、今年度改定ではより具体的な記載例を充実するため。

■ 改定箇所

- 実践ガイドブック 別紙 6章 調達【新設】

調達仕様書標準テンプレート（一部抜粋）

【凡例】

黒字：標準記載
（多くの案件で汎用的に利用できる文章）

青字：任意追加記載
（調達案件の内容、条件に応じて追記する文章）

令和XX年度

XXシステムの更改に係る

設計・開発及び運用・保守業務一式

調達仕様書

令和XX年XX月

〇〇〇〇

表 2 情報システムの概要

項目	概要	備考
1	システム名	〇〇〇〇
2	業務内容	〇〇〇〇
3	実施期間	令和XX年XX月～令和XX年XX月
4	実施場所	〇〇〇〇

2.3. 調達案件の入札範囲

2.4. 機能、ソフトウェアの概要

表 3 機能、ソフトウェアの概要

機能	概要	備考
1	〇〇〇〇	〇〇〇〇
2	〇〇〇〇	〇〇〇〇

3. 情報システムに求める要件

4. 作業の実施内容に関する事項

5. 設計・開発実施計画書の作成

表 3 成果物一覧

項目	成果物	納期
1	〇〇〇〇	〇〇〇〇
2	〇〇〇〇	〇〇〇〇
3	〇〇〇〇	〇〇〇〇
4	〇〇〇〇	〇〇〇〇
5	〇〇〇〇	〇〇〇〇
6	〇〇〇〇	〇〇〇〇
7	〇〇〇〇	〇〇〇〇
8	〇〇〇〇	〇〇〇〇
9	〇〇〇〇	〇〇〇〇
10	〇〇〇〇	〇〇〇〇
11	〇〇〇〇	〇〇〇〇
12	〇〇〇〇	〇〇〇〇
13	〇〇〇〇	〇〇〇〇
14	〇〇〇〇	〇〇〇〇
15	〇〇〇〇	〇〇〇〇
16	〇〇〇〇	〇〇〇〇
17	〇〇〇〇	〇〇〇〇
18	〇〇〇〇	〇〇〇〇
19	〇〇〇〇	〇〇〇〇
20	〇〇〇〇	〇〇〇〇
21	〇〇〇〇	〇〇〇〇
22	〇〇〇〇	〇〇〇〇
23	〇〇〇〇	〇〇〇〇
24	〇〇〇〇	〇〇〇〇
25	〇〇〇〇	〇〇〇〇
26	〇〇〇〇	〇〇〇〇
27	〇〇〇〇	〇〇〇〇
28	〇〇〇〇	〇〇〇〇
29	〇〇〇〇	〇〇〇〇
30	〇〇〇〇	〇〇〇〇
31	〇〇〇〇	〇〇〇〇
32	〇〇〇〇	〇〇〇〇
33	〇〇〇〇	〇〇〇〇
34	〇〇〇〇	〇〇〇〇
35	〇〇〇〇	〇〇〇〇

※黒字：標準記載（多くの案件で汎用的に利用できる文章）
青字：任意追加記載（調達案件の内容、条件に応じて追記する文章）

■ 改定箇所

- 実践ガイドブック 別紙 5章 要件定義【更新】

要件定義書標準テンプレート（一部抜粋）

令和XX年度

XXシステムの更改に係る

設計・開発及び運用・保守業務一式

別紙 1 要件定義書

令和XX年XX月

〇〇〇〇

要件定義書標準テンプレート

【凡例】

黒字：標準記載
（多くの案件で汎用的に利用できる文章）

青字：任意追加記載
（調達案件の内容、条件に応じて追記する文章）

令和XX年度

XXシステムの更改に係る

設計・開発及び運用・保守業務一式

別紙 1 要件定義書

令和XX年XX月

〇〇〇〇

表 1 機能構成概要

2.2. 機能に関する事項

2.3. 機能に求める事項

表 2 機能一覧（標準）

機能	概要	備考
1	〇〇〇〇	〇〇〇〇
2	〇〇〇〇	〇〇〇〇

2.4. 機能に求める事項

表 3 機能一覧（任意）

機能	概要	備考
1	〇〇〇〇	〇〇〇〇
2	〇〇〇〇	〇〇〇〇

※黒字：標準記載（多くの案件で汎用的に利用できる文章）
青字：任意追加記載（調達案件の内容、条件に応じて追記する文章）